

# 令和5年度第1回 指宿市地域公共交通活性化協議会

## 別冊資料

### 目次

- P 1 【報告第1号】令和4年度利用実績について
- P 5 【報告第2号】路線バス「なのはな館-東大川線」乗り込み調査について
- P 8 【報告第3号】令和4年度普及活動について
- P 9 【議案第1号】令和5年度指宿市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）
- P10 【議案第2号】令和5年度指宿市地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算（案）
- P11 【議案第3号】乗合タクシー停留所の新設について
- P13 【議案第4号】令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- P22 【議案第5号】（仮称）指宿市地域公共交通計画の策定について

**【報告第1号】**  
令和4年度利用実績について

		令和4年度	令和3年度	備考		
イ ッ シ ー バ ス	小牧～ニシムタ指宿店線 (R4.9まで小牧線)	乗車人数	2,244人	2,151人		
		一便あたり	2.53人	2.46人		
	川尻～なのはな館線 (R4.9まで徳光・鰻線)	乗車人数	2,973人	2,978人		
		一便あたり	3.35人	3.21人		
	連絡線 (川尻～フラワーパークかごしま)	乗車人数	46人	155人	R4.9廃止	
		一便あたり	0.24人	0.67人		
合計	乗車人数	5,263人	5,284人			
	一便あたり	2.67人	2.23人			
予 約 型 乗 合 タ ク シ ー (あ い タ ク)	島久保・西方線 (登録者数：19名)	乗車人数	188人	189人	R4.10 区域拡大	
		一便あたり	1.22人	1.24人		
	池田線 (登録者数：52名)	乗車人数	350人	258人	R4.10 区域拡大	
		一便あたり	1.27人	1.16人		
	魚見線 (登録者数：44名)	乗車人数	953人	1,070人		
		一便あたり	1.87人	2.15人		
	鰻線 (登録者数：23名)	乗車人数	316人	-	R4.10 運行開始	
		一便あたり	1.44人	-		
	尾下線 (登録者数：10名)	乗車人数	106人	121人		
		一便あたり	1.05人	1.13人		
	開聞線 (登録者数：16名)	乗車人数	23人	18人		
		一便あたり	1.00人	1.13人		
	合計	乗車人数	1,936人	1,656人		
		一便あたり	1.66人	1.66人		
路 線 バ ス 回 数 券	指宿営業所精算	利用金額	879,450円	737,350円		
	鹿児島営業所精算	利用金額	122,700円	96,500円		
	加世田営業所精算	利用金額	157,250円	178,100円		
	利用金額合計			1,159,400円	1,011,950円	
	回数券販売額			826,000円	600,000円	

令和4年度  
指宿市地域公共交通利用実績（内訳）

【令和4年度イッシーバス実績集計】

	小牧～ニシムタ指宿店線（R4.9まで小牧線）				川尻～なのはな館線（R4.9まで徳光・鰻線）				イッシーバス連絡線			全体			
	乗車人数	運行回数	1 便当たり	運賃収益	乗車人数	運行回数	1 便当たり	運賃収益	乗車人数	運行回数	1 便当たり	乗車人数	運行回数	1 便当たり	運賃収益
4月	202人	72回	2.8人	58,410円	229人	78回	2.9人	61,000円	6人	32回	0.2 人	437人	182回	2.4 人	119,410円
5月	164人	72回	2.3人	41,600円	240人	66回	3.6人	58,050円	9人	28回	0.3 人	413人	166回	2.5 人	99,650円
6月	167人	78回	2.1人	36,530円	197人	78回	2.5人	49,670円	7人	36回	0.2 人	371人	192回	1.9 人	86,200円
7月	191人	72回	2.7人	46,860円	214人	78回	2.7人	52,870円	4人	32回	0.1 人	409人	182回	2.2 人	99,730円
8月	212人	84回	2.5人	41,940円	245人	72回	3.4人	51,970円	7人	32回	0.2 人	464人	188回	2.5 人	93,910円
9月	180人	66回	2.7人	42,380円	226人	78回	2.9人	60,205円	13人	32回	0.4 人	419人	176回	2.4 人	102,585円
10月	223人	72回	3.1人	44,740円	302人	78回	3.9人	70,060円				525人	150回	3.5 人	114,800円
11月	192人	72回	2.7人	46,720円	253人	72回	3.5人	60,360円				445人	144回	3.1 人	107,080円
12月	182人	78回	2.3人	38,290円	297人	78回	3.8人	67,360円				479人	156回	3.1 人	105,650円
1月	121人	66回	1.8人	41,380円	221人	78回	2.8人	76,280円				342人	144回	2.4 人	117,660円
2月	189人	72回	2.6人	39,160円	262人	60回	4.4人	53,581円				451人	132回	3.4 人	92,741円
3月	221人	84回	2.6人	53,765円	287人	72回	4.0人	66,860円				508人	156回	3.3 人	120,625円
合計	2,244人	888回	2.5人	531,775円	2,973人	888回	3.3人	728,266円	46人	192回	0.2 人	5,263人	1,968回	2.7 人	1,260,041円
対前年比	104.3%	101.4%	102.9%	106.9%	99.8%	98.0%	101.9%	100.4%	29.7%	82.4%	36.1%	99.6%	97.7%	102.0%	103.0%

令和4年度  
指宿市地域公共交通利用実績（内訳）

【令和4年度乗合タクシー実績集計】

	島久保・西方線					池田線					魚見線				
	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	支払金額	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	支払金額	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	支払金額
4月	25人	22回	1.1人	9,300円	64,280円	28人	23回	1.2人	7,450円	68,270円	89人	41回	2.2人	17,500円	54,990円
5月	21人	16回	1.3人	7,600円	40,490円	18人	17回	1.1人	4,000円	49,180円	91人	41回	2.2人	18,600円	53,040円
6月	14人	8回	1.8人	5,200円	23,820円	15人	13回	1.2人	3,100円	38,920円	90人	48回	1.9人	18,000円	58,870円
7月	14人	11回	1.3人	4,600円	23,590円	14人	14回	1.0人	3,100円	39,610円	76人	44回	1.7人	15,700円	62,260円
8月	16人	12回	1.3人	5,500円	32,980円	16人	15回	1.1人	2,850円	44,650円	61人	42回	1.5人	12,500円	52,730円
9月	12人	11回	1.1人	3,800円	22,640円	18人	15回	1.2人	3,550円	46,150円	83人	42回	2.0人	16,100円	55,430円
10月	20人	13回	1.5人	7,600円	46,820円	46人	34回	1.4人	12,600円	98,310円	84人	43回	2.0人	17,000円	57,620円
11月	7人	6回	1.2人	2,100円	9,690円	33人	27回	1.2人	8,800円	73,680円	69人	38回	1.8人	14,300円	48,070円
12月	14人	14回	1.0人	4,800円	33,660円	60人	40回	1.5人	16,950円	113,250円	92人	49回	1.9人	18,200円	73,910円
1月	13人	11回	1.2人	4,200円	23,640円	34人	26回	1.3人	10,250円	69,990円	52人	31回	1.7人	10,600円	39,640円
2月	18人	16回	1.1人	6,000円	34,590円	37人	27回	1.4人	10,600円	69,830円	78人	44回	1.8人	16,000円	60,010円
3月	14人	14回	1.0人	4,800円	35,060円	31人	24回	1.3人	9,050円	65,910円	88人	46回	1.9人	18,400円	69,090円
合計	188人	154回	1.2人	65,500円	391,260円	350人	275回	1.3人	92,300円	777,750円	953人	509回	1.9人	192,900円	685,660円
対前年比	99.5%	100.7%	98.8%	94.9%	98.6%	<b>135.7%</b>	123.9%	109.5%	127.6%	124.7%	89.1%	102.2%	87.1%	91.0%	102.8%

	鰻線					尾下線					開聞線					全体				
	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	支払金額	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	支払金額	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	支払金額	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	支払金額
4月						6人	6回	1.0人	1,200円	25,090円	2人	2回	1.0人	400円	4,080円	150人	94回	1.6人	35,850円	216,710円
5月						12人	12回	1.0人	2,400円	49,780円						142人	86回	1.7人	32,600円	192,490円
6月						5人	5回	1.0人	1,000円	19,550円	6人	6回	1.0人	800円	13,690円	130人	80回	1.6人	28,100円	154,850円
7月						6人	6回	1.0人	1,200円	25,390円	4人	4回	1.0人	600円	8,960円	114人	79回	1.4人	25,200円	159,810円
8月						8人	8回	1.0人	1,600円	33,520円						101人	77回	1.3人	22,450円	163,880円
9月						8人	8回	1.0人	1,600円	33,870円	1人	1回	1.0人	200円	2,340円	122人	77回	1.6人	25,250円	160,430円
10月	47人	35回	1.3人	8,700円	87,000	8人	8回	1.0人	1,600円	33,770円	2人	2回	1.0人	200円	4,580円	207人	135回	1.5人	47,700円	328,100円
11月	37人	28回	1.3人	7,200円	68,170円	11人	11回	1.0人	2,100円	43,290円	2人	2回	1.0人	200円	4,580円	159人	112回	1.4人	34,700円	247,480円
12月	60人	39回	1.5人	11,100円	94,560円	10人	10回	1.0人	2,000円	41,550円	4人	4回	1.0人	400円	8,860円	240人	156回	1.5人	53,450円	365,790円
1月	45人	31回	1.5人	8,500円	78,890円	6人	6回	1.0人	1,200円	24,890円						150人	105回	1.4人	34,750円	237,050円
2月	44人	33回	1.3人	7,900円	83,470円	12人	11回	1.1人	2,100円	32,990円						189人	131回	1.4人	42,600円	280,890円
3月	83人	54回	1.5人	15,600円	130,710円	19人	15回	1.3人	3,300円	43,100円	2人	2回	1.0人	200円	4,380円	237人	155回	1.5人	51,350円	348,250円
合計	316人	220回	1.4人	59,000円	542,800円	111人	106回	1.0人	21,300円	406,790円	23人	23回	1.0人	3,000円	51,470円	1,941人	1287回	1.5人	434,000円	2,855,730円
対前年比	-	-	-	-	-	91.74%	99.1%	92.6%	97.0%	104.4%	127.8%	143.8%	88.9%	83.3%	150.1%	<b>117.2%</b>	129.2%	90.7%	114.6%	135.3%

※鰻線は令和4年10月運行開始

令和4年度  
指宿市地域公共交通利用実績（内訳）

【令和4年度路線バス回数券実績集計】

	指宿		鹿児島		加世田		全営業所合計		支払金額	対前年比
	50円券	100円券	50円券	100円券	50円券	100円券	50円券	100円券		
4月	398枚	416枚	27枚	24枚	71枚	87枚	496枚	527枚	77,500円	93.83%
5月	594枚	646枚	51枚	68枚	79枚	60枚	724枚	774枚	113,600円	<b>146.11%</b>
6月	353枚	419枚	21枚	35枚	122枚	103枚	496枚	557枚	80,500円	101.71%
7月	501枚	515枚	53枚	30枚	116枚	93枚	670枚	638枚	97,300円	110.82%
8月	541枚	609枚	18枚	33枚	79枚	97枚	638枚	739枚	105,800円	<b>179.47%</b>
9月	426枚	443枚	34枚	32枚	102枚	82枚	562枚	557枚	83,800円	114.40%
10月	449枚	467枚	62枚	49枚	54枚	35枚	565枚	551枚	83,350円	92.30%
11月	515枚	526枚	44枚	82枚	45枚	50枚	604枚	658枚	96,000円	94.12%
12月	448枚	455枚	94枚	125枚	39枚	39枚	581枚	619枚	90,950円	88.04%
1月	410枚	409枚	96枚	88枚	66枚	67枚	572枚	564枚	85,000円	104.49%
2月	449枚	497枚	115枚	124枚	98枚	65枚	662枚	686枚	101,700円	122.24%
3月	565枚	568枚	163枚	148枚	224枚	247枚	952枚	963枚	143,900円	<b>155.90%</b>
合計	5,649枚	5,970枚	778枚	838枚	1,095枚	1,025枚	7,522枚	7,833枚	1,159,400円	
対前年比	113.1%	122.4%	120.8%	130.3%	91.3%	86.8%	110.0%	116.9%	114.6%	

【令和4年度路線バス回数券販売実績】

郵便局名	販売冊数	対前年比
指宿郵便局	20冊	166.7%
指宿北郵便局	14冊	82.4%
十町郵便局	19冊	146.2%
指宿湯の浜郵便局	24冊	<b>266.7%</b>
今和泉郵便局	12冊	<b>200.0%</b>
池田郵便局	6冊	54.5%
山川郵便局	<b>69冊</b>	153.3%
成川郵便局	14冊	82.4%
大山郵便局	34冊	117.2%
利永郵便局	9冊	前年販売実績なし
徳光郵便局	14冊	70.0%
開聞郵便局	35冊	152.2%
川尻郵便局	<b>81冊</b>	120.9%
開聞入野郵便局	<b>62冊</b>	<b>200.0%</b>
合計	413冊	137.7%

月	販売冊数	対前年比
4月	53冊	151.4%
5月	32冊	<b>200.0%</b>
6月	38冊	115.2%
7月	32冊	133.3%
8月	31冊	88.6%
9月	29冊	<b>241.7%</b>
10月	41冊	113.9%
11月	38冊	<b>200.0%</b>
12月	30冊	93.8%
1月	32冊	168.4%
2月	30冊	136.4%
3月	27冊	158.8%
合計	413冊	137.7%

## 【報告第2号】

### 路線バス「なのはな館～東大川線」乗り込み調査について

- 1 調査期間 令和5年2月27日（月）～3月4日（土）  
※ 高校生の卒業及び入試時期にあたり、高校生の利用が少なかった。
- 2 調査対象路線・ダイヤ 路線バス「なのはな館～東大川線」の全ダイヤ
- 3 調査対象区間 なのはな館～物袋の区間（指宿市内）
- 4 調査結果及び考察

#### (1) 乗車人数一覧

##### ① 上り（なのはな館行）

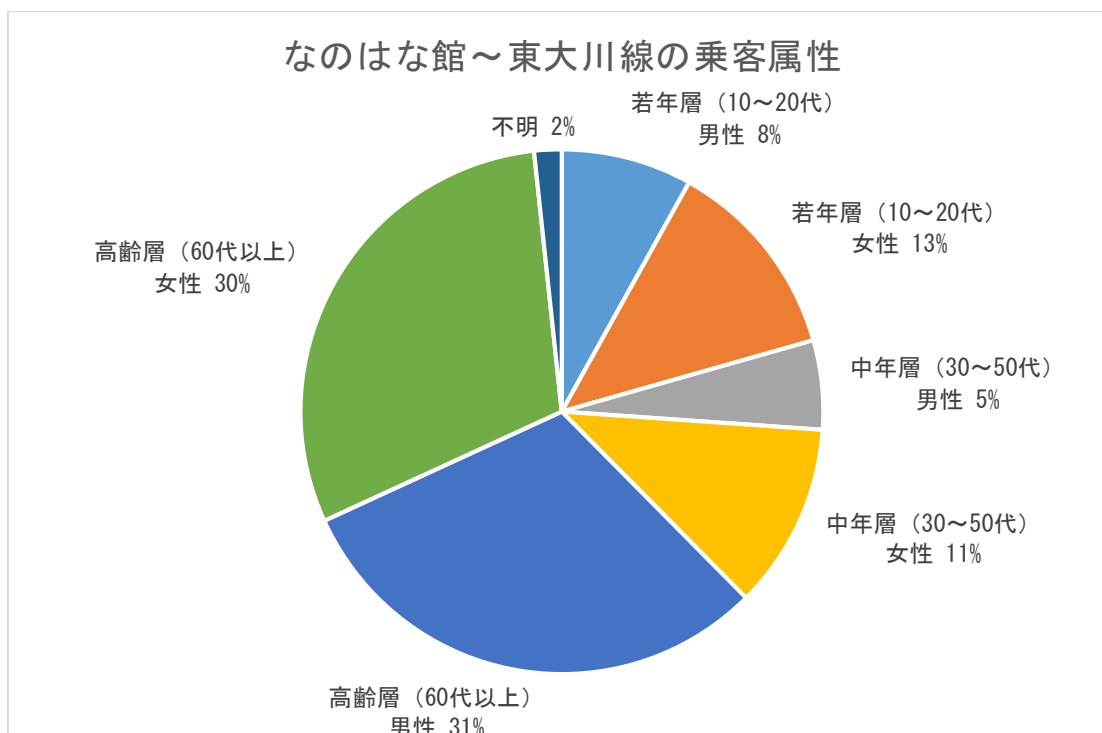
	1便	2便	3便	4便	5便	6便	計
2/27（月）	20	10	9	4	12	9	64
2/28（火）	13	6	13	11	3	1	47
3/1（水）	14	12	11	4	5	0	46
3/2（木）	12	9	7	5	2	4	39
3/3（金）	12	16	9	8	5	1	51
3/4（土）	12	運休	6	運休	3	運休	21
計	83	53	55	32	30	15	268

##### ② 下り（東大川行）

	1便	2便	3便	4便	5便	6便	計
2/27（月）	3	7	7	6	14	4	41
2/28（火）	4	5	7	6	10	5	37
3/1（水）	2	1	6	8	0	7	24
3/2（木）	3	7	6	9	8	3	36
3/3（金）	3	4	8	11	9	5	40
3/4（土）	運休	3	運休	11	運休	10	24
計	15	27	34	51	41	34	202

上りは1便、下りは4便・5便の利用が多い。山川高校生の通学利用が見られた2月27日（月）と他の日を比較すると、2月27日（月）の利用が約1.5倍多い。

## (2) 乗客の属性



全体の約60%が高齢者で、男女比はほぼ同じという結果であった。

次いで、高校生の利用が多い。(男女合計で21%)

ただし、今回は前述のとおり高校生の卒業及び入試時期であったので、通常時は高校生の利用が高齢者の利用とほぼ同じ割合になるものと思われる。

当該路線は、定期券を利用している方が高校生だけでなく、一般の方でも少数存在する。

## (3) 乗降場所ベスト3

	上り (なのはな館行)		下り (東大川行)	
	乗車地	降車地	乗車地	降車地
第1位	仙田	指宿駅前	指宿駅前	砂むし会館前
第2位	山川高校前	警察署前	警察署前	仙田
第3位	砂むし会館前	山川駅	医療センター	東大山/東入野

調査期間中は山川高校の卒業式及び入試期間であったため、高校生の通学需要の結果は反映されていない。(一般人及び特別支援学校(養護学校)生の通学需要を反映)

山川高校生の通学需要を加味すると、乗降地の順位が変動する。

砂むし会館前の利用が多いのは、観光利用の他に、地域住民の利用も一定数存在しているため。警察署前の利用が多いのは、買い物及びパチンコの需要がある

ためである。

#### (4) 観光客の利用

調査期間中、調査母数のうち7.6%が観光利用であった。

指宿駅から砂むし会館あるいは開聞岳への利用のほか、いせえび荘に宿泊する方の利用も少数ながら存在する。

#### (5) 通学利用

調査期間中は、山川高校は卒業式及び入試期間であったため、山川高校生の利用は少なかったが、通常時においては朝夕を中心に一定数の利用がある。また、指宿特別支援学校（養護学校）高等部の生徒の需要もあり、指宿医療センターで下車して通学している。

なお、期間中は穎娃高校生の通学利用は見られなかった。

#### (6) 指宿市民限定鹿児島交通バス回数券の普及状況

回数券を利用している人は、調査対象母数の僅か3%に留まった。これは、通勤・通学需要においては定期券を購入した方が割安であり、観光客であれば「のったりおりたりマイプラン」を利用した方が割安であり、頻繁に乗車しない方は回数券を購入しないからである。

また、回数券を知らない乗客も一定数おり、調査員（市職員）がサンプルを片手に説明を行ない、後日の購入・利用に繋げることができた。



## 【報告第3号】 令和4年度普及啓発活動について

### 1 路線バス見直しに伴う説明会及び意見交換会

令和4年10月の路線バス見直しに伴う交通体系の見直しについて、各地区にて説明会や意見交換会を開催した。

日付	地区	会合名等
令和4年6月29日	開聞地区	開聞区長会
令和4年7月4日	池田地区	池田校区公民館長会
令和4年7月19日	川尻地区	川尻地区集落長会
令和4年7月28日	仮屋地区	住民説明会
令和4年8月24日	池田地区	乗合タクシーの導入告知文書を配布
令和4年8月31日	鰻地区	住民説明会
令和4年9月2日	山川高校	生徒及び保護者への説明会
令和4年9月28日	鰻地区	意見交換会

### 2 指宿市のりものガイド新刊発行

- 令和4年度10月に2,000部発行。各支所及び市内医療機関を中心に配布した。
- 指宿市ホームページでも公開中
- 現在在庫がなく、令和5年10月に更新版を発行予定。

### 3 外国人技能実習生に対するバスの乗り方講座の開催

令和5年3月16日（水）に、山川水産加工業協同組合において、外国人技能実習生（ベトナム人約50名）を対象に、バスの乗り方教室（座学）を実施した。

通訳しています



### 4 「たまた箱温泉」への乗入開始

観光客の利便性向上のため、令和5年4月1日から路線バス「エコキャンプ場-池田湖線」のたまた箱温泉への乗り入れを開始した。

## 【議案第1号】

### 令和5年度指宿市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

- 1 コミュニティバス（イッシーバス）の運行（運行会社：鹿児島交通）
  - (1) 小牧～ニシムタ指宿店線
  - (2) 川尻～なのはな館線
- 2 指宿市予約型乗合タクシー（あいタク）の運行
  - (1) 畠久保・西方線（運行会社：指宿観光交通）
  - (2) 池田線（運行会社：鹿児島第一交通）
  - (3) 魚見線（運行会社：指宿タクシー）
  - (4) 鰻線（運行会社：山川タクシー）
  - (5) 尾下線（運行会社：山川タクシー）
  - (6) 開聞線（運行会社：南九州あづま交通）
- 3 地域内フィーダー系統確保維持費補助金（国庫補助）の交付申請，交付請求，及び実績報告
  - コミュニティバス及び予約型乗合タクシーの運行費用の一部について，国庫補助を受けられます。
  - 令和5年度については，令和4年10月～令和5年9月の運行費用に対し補助金の交付申請を行います。（申請時期：11月頃）
  - 令和6年度事業計画（令和5年10月～令和6年9月）については，議案第4号で説明します。（提出期限：令和5年6月30日）
- 4 （仮称）指宿市地域公共交通計画の策定
  - 今後の指宿市の交通に関するマスタープランを今年度策定します。
  - 協議会で計画の策定を行い，策定後は計画の実施主体となります。
  - 策定にあたり，国庫補助（地域公共交通調査等事業）の交付を受けます。
  - 策定作業はコンサルタントに業務支援を委託します。
  - ニーズ調査として，交通事業者へのヒアリングを予定しています。
  - 詳しくは議案第5号で説明します。
- 5 普及啓発活動
  - 10月頃に「指宿市のりものガイド」の更新版を発行します。
  - 住民説明会やバスの乗り方講座等を開催します。
- 6 会議の開催
  - 会議は年3回程度（6月，9月頃，12月頃）の開催を予定しています。

【議案第2号】

令和5年度指宿市地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算（案）

歳入

（単位：円）

科 目	本年度予算額	備 考
1 負 担 金	22,805,000	指宿市
2 補 助 金	10,250,000	国庫補助金 ・地域内フィーダー系統補助金7,750千円 ・地域公共交通調査等事業補助金2,500千円
3 そ の 他	0	
1 繰 越 金	0	
2 諸 収 入	0	
計	33,055,000	

歳出

（単位：円）

科 目	本年度予算額	備考
1 運 営 費	225,000	
1 事務・会議費	225,000	
1. 報 酬	165,000	委員報酬
2. 需 用 費	10,000	公印等
3. 役 務 費	50,000	郵送料・印紙等
2 事 業 費	31,064,000	
1 運 行 事 業 費	17,947,000	
1 コミュニティバス運行費	13,200,000	イッシーバス運行委託費
2 乗合タクシー運行費	4,747,000	乗合タクシー運行委託費 (6路線)
2 乗合タクシー停留所設置費	60,000	乗合タクシー停留所標識設置費用 (JRの駅に3箇所)
3 法定計画事業費	13,057,000	法定計画策定委託料
4 利用促進事業費	0	
3 返 納 金	1,766,000	地域公共交通調査等事業補助金分の一部を 市に返納
計	33,055,000	

# 【議案第3号】 乗合タクシー停留所の新設について

## 1 新設理由

乗合タクシー利用者からの停留所追加の要望が寄せられました。利便性の向上を図るため、下記3停留所の追加を行いたい。

## 2 新設する停留所と対象路線

- (1) 指宿郵便局（畠久保・西方線，池田線，魚見線，鰻線，尾下線）
- (2) 北蕨産婦人科医院（畠久保・西方線，池田線，魚見線，鰻線，尾下線）
- (3) 山川支所（鰻線，尾下線）

## 3 時刻表及び運賃

- (1) 「指宿郵便局」及び「北蕨産婦人科医院」は、「指宿駅周辺」の時刻表及び運賃に準拠

運賃（大人1名片道）	対象地区
400円	畠久保，池田校区全域，尾下
300円	永嶺，臼山，水迫，細田西（幸屋）
200円	尾掛，上吹越，下吹越，五郎ヶ岡，鰻

- (2) 「山川支所」は「山川駅」の時刻表及び運賃に準拠

運賃（大人1名片道）	対象地区
200円	鰻，尾下

## 4 地図

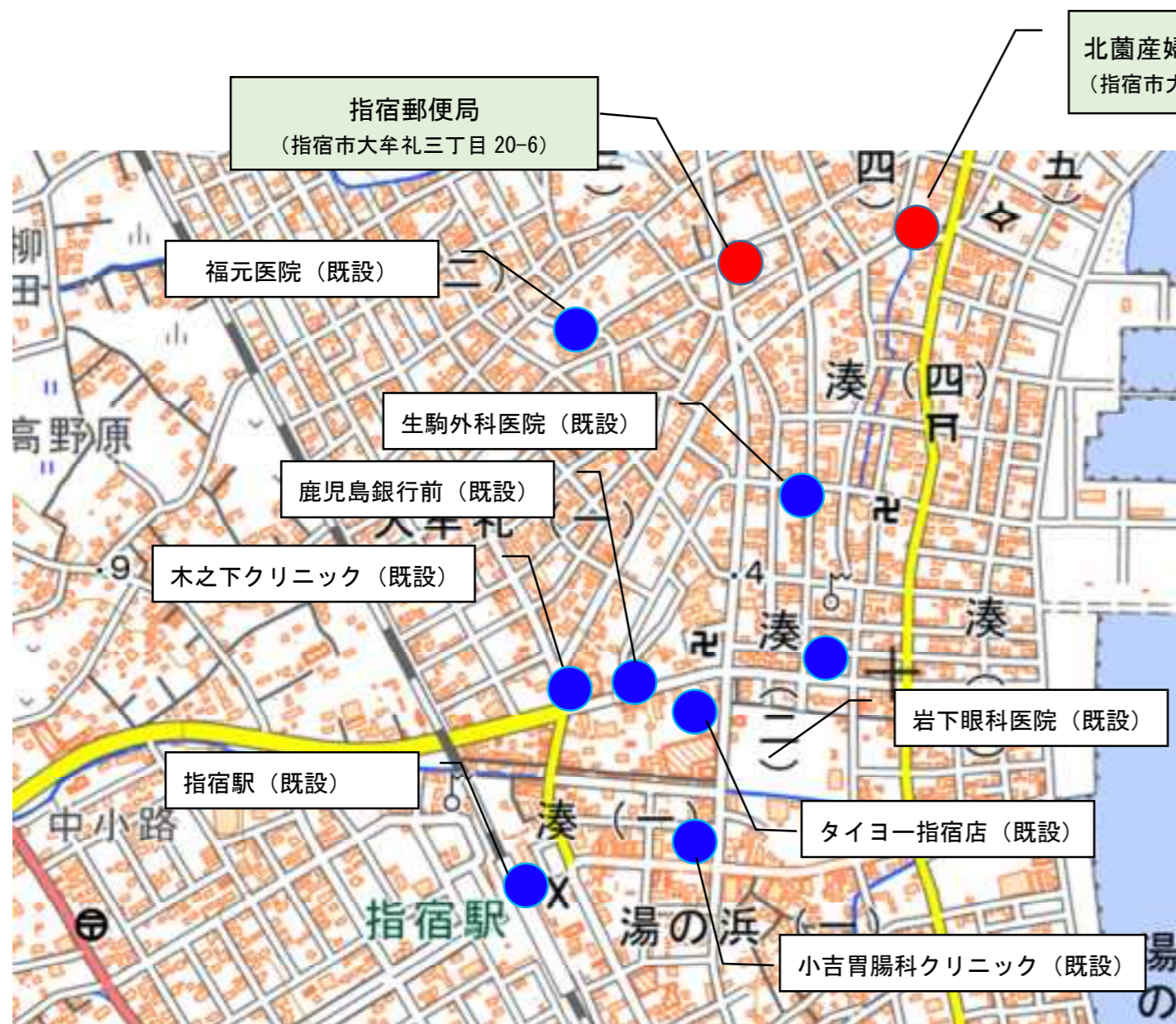
次ページ参照

## 5 新設日

令和5年10月1日（日）

※実際の運行開始は令和5年10月2日（月） から

予約型乗合タクシー停留所新設地 地図



## 【議案第4号】

# 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

## 1 地域内フィーダー系統確保維持制度概要

- 幹線バスや鉄道等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通（乗合タクシー）の運行経費の一部を国の支援を受けられる（赤字欠損金額の最大1/2）
- 補助対象事業者は、法定協議会（指宿市では、本協議会）
- 当該補助金の交付を受けるためには、「地域内フィーダー系統確保維持計画」を国に提出し、認定を受けなければならない（提出期限は毎年6月30日）
- 上記計画は、法定協議会（本協議会）で計画内容を協議し、合意を得た上で提出する

## 2 協議事項

- 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案：次ページ）  
 ※計画期間：令和5年10月1日から令和6年9月30日まで

**地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）** 国土交通省

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援

**補助内容**

- 補助対象事業者  
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者  
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費  
予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額  

<補助対象経費算定方法>

予測費用  
(事業者のキロ当たり経常費用見込額  
× 系統毎の実車走行キロ)

−

予測収益  
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額  
× 系統毎の実車走行キロ)

- 補助率  
1/2
- 主な補助要件
  - ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること  
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
  - ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
  - ・新たに運行又は分的支援を受けるものであること
  - ・乗車人員が1人/1便以上であること  
(定時定路型の場合に限る。)
  - ・経常赤字が見込まれること

**補助対象地域のイメージ**

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続

「国や市等が関与する場合」  
補助対象地域間幹線バス

「国や市等以外の市町村」  
フィーダー系統

※ 専ら国や市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが国や市等の区域内であるものは除外

(2) 交通不便地域

① 過疎地域等  
② 交通不便地域として地方運輸局長が指定する地域

③ 過疎地域等  
④ 交通不便地域として地方運輸局長が指定する地域

※ 地域間交通ネットワーク・高干道線、観光道、大車道線等にも含まれるが、地域間幹線バスは、幹線性(移動方向付与、運行経度)が必要

生活交通確保維持改善計画の名称			
指宿市地域内フィーダー系統確保維持計画			
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性			
<p>当市は、薩摩半島の南端に位置し、鹿児島市及び南九州市へ通じる地域間幹線交通である鉄道及び路線バスを軸に、市域内に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>地域間幹線交通に通じる路線バス、コミュニティバスが支線の役割を果たしており、市内周辺部から市内中心部を結ぶ地域住民の移動手段となっており、同時に、当該路線が市内に点在する観光地を結んでいることから、観光客の移動手段としての性格も併せ持っている。</p> <p>上記の交通機関でカバーできない地域には、予約型乗合タクシーを導入することで、上記の公共交通を補完する体制を構築している。</p> <p>しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市民の外出控えや観光客数の激減が、公共交通事業者の収支悪化に拍車をかけている。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、指宿市コミュニティバス(イッシーバス)及び指宿市予約型乗合タクシー(あいタク)を確保・維持し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>			
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果			
(1) 事業の目標			
<p>対象路線の1便当たり目標乗車人員は次のとおり。 令和6年度の目標は、令和4年度の実績を参考に算出した。</p>			
路線名	R6年度	R7年度	R8年度
イッシーバス 小牧～ニシムタ指宿店線	2.5人	2.5人	2.5人
イッシーバス 川尻～なのはな館線	3.4人	3.4人	3.4人
予約型乗合タクシー 畠久保・西方線	1.2人	1.2人	1.2人
予約型乗合タクシー 池田線	1.3人	1.3人	1.3人
予約型乗合タクシー 魚見線	1.9人	1.9人	1.9人
予約型乗合タクシー 鰻線	1.4人	1.4人	1.4人
予約型乗合タクシー 尾下線	1.0人	1.0人	1.0人
予約型乗合タクシー 開間線	1.0人	1.0人	1.0人

(2) 事業の効果
市内循環バスの各路線及び予約型乗合タクシーを維持することにより、市内の中山間地から市内中心部へ向かう高齢者等の日常生活に必要な移動手段を確保することができる。 また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現可能となる。 更には高齢者の外出促進・地域活性化に繋がる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成、転入者及び医療機関やスーパーマーケットへの配布(指宿市)</li> <li>・ 収支率に応じたトリガー制度を導入し、定期的に地域住民と各自治会での勉強会を行い、実績に応じて利用促進策を検討する。(指宿市)</li> <li>・ 乗込調査(指宿市)</li> <li>・ 利用者アンケート(車内聞き取りアンケート等)(指宿市)</li> <li>・ 住民ヒアリング(住民懇談会実施等)(指宿市)</li> </ul>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」添付</p> <p>○イッシーバス</p> <p>小牧～ニシムタ指宿店線      ・ ・ ・ 鹿児島交通(株)</p> <p>川尻～なのはな館線      ・ ・ ・ 鹿児島交通(株)</p> <p>○予約型乗合タクシー</p> <p>畠久保・西方線      ・ ・ ・ 指宿観光交通(株)</p> <p>池田線      ・ ・ ・ 鹿児島第一交通(株)</p> <p>魚見線      ・ ・ ・ (株)鹿屋自動車学校(指宿タクシー)</p> <p>鰻線      ・ ・ ・ (株)鹿屋自動車学校(山川タクシー)</p> <p>尾下線      ・ ・ ・ (株)鹿屋自動車学校(山川タクシー)</p> <p>開聞線      ・ ・ ・ (株)南九州あづま交通</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
指宿市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
指宿市地域公共交通活性化協議会
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
<b>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
<b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
<b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項



<b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1)事業の目標
該当なし
(2)事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1)事業の目標
該当なし
(2)事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし

## 20. 協議会の開催状況と主な議論

### 【指宿市地域公共交通会議】

- 平成31年2月19日(平成30年度第1回) 指宿市地域公共交通会議設立  
指宿市地域公共交通基本計画について協議
- 平成31年4月10日(平成31年度第1回) 指宿市地域公共交通基本計画について合意
- 令和元年11月1日(令和元年度第2回) 指宿市地域公共交通基本計画に基づく運行計画(案)について協議, 各者持ち帰り
- 令和2年1月16日(令和元年度第3回) 指宿市地域公共交通基本計画に基づく運行計画(案)について合意
- 令和3年1月15日(令和2年度第1回) イッシーバス徳光・鰻線の経路変更について合意  
※書面会議
- 令和3年8月6日(令和3年度第1回) イッシーバス開間循環線及びイッシーバス連絡線の見直しについて合意  
法定計画の策定についての説明
- 令和4年3月4日(令和3年度第2回) 実証運行期間の延長について合意  
予約型乗合タクシー(尾下線・開間線)の見直しについて合意  
※書面会議
- 令和4年6月23日(令和4年度第1回) 路線バス1系統の廃止について合意  
路線バス2系統の廃止代替化について合意  
イッシーバス小牧線の経路変更及び路線名見直し(新名称:小牧～ニシムタ指宿店線)について合意  
イッシーバス徳光・鰻線を見直し,「川尻～なのはな館線」に再編することについて合意  
予約型乗合タクシー(畠久保・西方線,池田線)の見直しについて合意  
予約型乗合タクシー(鰻線)の新設について合意
- 令和4年11月15日(令和4年度第2回) 指宿市地域公共交通活性化協議会に移行

### 【指宿市地域公共交通活性化協議会】

- 令和4年11月15日(令和4年度第1回) 活性化協議会の設立について合意  
規約について合意
- 令和5年6月1日(令和5年度第1回) 予約型乗合タクシーの停留所新設について合意  
令和5年度事業において,法定計画である「指宿市地域公共交通計画」を策定することについて合意

## 21. 利用者等の意見の反映状況

令和元年度に策定した指宿市地域公共交通基本計画では,策定にあたり市内各地で意見交換会を開催し,住民ニーズを把握したうえで計画案に盛り込んだ。市のホームページにて本計画に関する意見募集(パブリックコメント)を行った。また,同基本計画に基づく運行計画(案)を策定するにあたり,市内循環バスの見直しを行った結果,交通空白区域が生じてしまう地域(山川郵便局周辺)には,住民説明会で寄せられた地域住民の意見を参考に金生町～山川棧橋線の経路を変更し,不便が生じないように配慮した。

また,運行開始後においても,交通事業者や利用者の意見を反映させる形で,コミュニティバスの経路変更や予約型乗合タクシーの停留所追加を実施している。

令和3年度には市民1,500名を対象にアンケートを行い,その結果に基づいて路線バス回数券の有効期限撤廃を実施した。

令和5年度に策定予定の「指宿市地域公共交通計画」の策定にあたっては,各種ヒアリング調査やアンケートを実施し,ニーズの把握を行う予定である。

22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	鹿児島県総合政策部交通政策課
関係市区町村	指宿市商工水産課
交通事業者・交通施設管理者等	鹿児島交通(株), 指宿観光交通(株), (株)錦江石油(山川タクシー), 九州旅客鉄道(株), 種子屋久高速船(株), (株)なんきゅうドック, 南薩地域振興局建設総務課, 南薩地域振興局河川港湾課, 指宿警察署, 指宿市建設部
地方運輸局	鹿児島運輸支局
その他協議会が必要と認める者	鹿児島大学名誉教授, 利用者代表, 私鉄鹿児島交通労働組合代表, 指宿市健康福祉部長, 指宿市山川支所長, 指宿市開聞支所長, 等

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)鹿児島県指宿市十町2424

(所 属)指宿市産業振興部商工水産課

(氏 名)大小田 直人

(電 話)0993-22-2111(内312)

(e-mail)sangyo-shoko@city.ibusuki.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
鹿児島県 指宿市	鹿児島交通(株)	イッシーバス (1) 小牧～ニシムタ指宿 店線	八幡神 社前	市役所	ニシムタ 指宿店	往23.1km 復23.1km	143日	858回		路線定期	①	補助対象幹線路線系統で ある鹿児島交通(株)金生町 ～山川棧橋線と指宿駅・指 宿医療センターで接続	①
	鹿児島交通(株)	イッシーバス (2) 川尻～なのはな館 線	開聞山 麓自然 公園前	市役所	なのは な館	往24.4km 復24.4km	153日	918回		路線定期	①	補助対象幹線路線系統で ある鹿児島交通(株)金生町 ～山川棧橋線と指宿駅・指 宿医療センター・山川駅で 接続	①
	指宿観光交通(株)	予約型乗合タク シー 島久保・西方線		島久保・ 細田西・ 永嶺・白 山・水迫		往 km 復 km	143日	286回		区域	①	補助対象幹線路線系統で ある鹿児島交通(株)金生町 ～山川棧橋線と指宿駅・指 宿医療センターで接続	①
	鹿児島第一交通(株)	予約型乗合タク シー 池田線		下門・石嶺・ 掘切園・池 崎・飯屋・大 迫・中浜・新 永吉		往 km 復 km	153日	306回		区域	①	補助対象幹線路線系統で ある鹿児島交通(株)金生町 ～山川棧橋線と指宿駅・指 宿医療センターで接続	①
	(株)鹿屋自動車学校 (指宿タクシー)	予約型乗合タク シー 魚見線		尾掛・上 吹越・下 吹越・五 郎ヶ岡		往 km 復 km	143日	286回		区域	①	補助対象幹線路線系統で ある鹿児島交通(株)金生町 ～山川棧橋線と指宿駅・指 宿医療センターで接続	①

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
鹿児島県 指宿市	(株)鹿屋自動車学 校(山川タク シー)	(6) 予約型乗合タク シー 尾下線		尾下		往 km 復 km	143日	286回		区域	①	補助対象幹線路線系統で ある鹿児島交通(株)金生町 ～山川棧橋線と指宿駅・指 宿医療センター・山川駅で 接続	①
	(株)南九州あづま 交通	(7) 予約型乗合タク シー 開聞線		開聞 全域		往 km 復 km	296日	592回		区域	①	補助対象幹線路線系統で ある鹿児島交通(株)なのは な館～東大川線と開聞駅 で接続	①
	(株)鹿屋自動車学 校(山川タク シー)	(8) 予約型乗合タク シー 鰻線		鰻		往 km 復 km	153日	306回		区域	①	補助対象幹線路線系統で ある鹿児島交通(株)金生町 ～山川棧橋線と山川駅・指 宿医療センター、指宿駅で 接続	①
		(9)				往 km 復 km	日	回					
		(10)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	指宿市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	33,532
交通不便地域	39,011

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
39,011	指宿市全域	過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。  
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2))(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

**【議案第5号】**  
**(仮称) 指宿市地域公共交通計画の策定について**

**1 (仮称) 指宿市地域公共交通計画の位置付け**

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）に基づく、法定計画（マスタープラン）
- 従来 of 公共交通サービスに加え、地域のあらゆる輸送資源（福祉輸送、自家用有償運送、スクールバス等）も計画に位置付け
- 計画の策定及び実施については、法定協議会（指宿市地域公共交通活性化協議会）が主体となる
- 今後、コミュニティバスや乗合タクシー等の運行経費補助（地域内フィーダー系統確保維持費補助金）をはじめとする各種国庫補助については、法定計画を策定していることが条件となる（計画制度と補助制度の連動化）

**2 国庫補助金の交付**

- 計画の策定にあたり、策定に要する費用の一部を補助する、「地域公共交通調査等事業（国庫補助）」の交付をうけることとなった（補助金額2,500千円）

**3 受託業者の選定**

- 計画の策定業務を支援する事業者は、プロポーザルにて選定した。

《事業者選定までのスケジュール》

令和5年4月26日 事業者へ通知

令和5年5月10日 2事業者が参加表明

令和5年5月24日 企画提案会（プレゼンテーション）実施

**【優先交渉権者】 株式会社千代田コンサルタント 鹿児島支店**

**4 今後のスケジュール**

項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現状整理										
市民ニーズ調査	▶									
交通事業者ヒアリング調査		▶								
観光団体ヒアリング調査			▶							
課題整理			▶							
計画素案の検討				▶						
パブリックコメント					▶					
地域公共交通計画策定								▶		★
活性化協議会の開催	●				●		●			

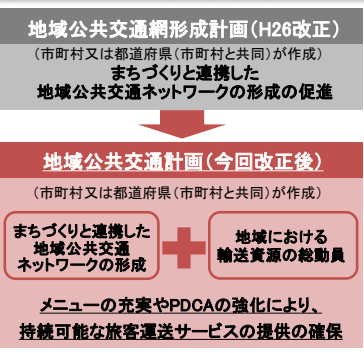
**5 協議事項**

法定計画の名称を、「指宿市地域公共交通計画」としたい

優先交渉権者である株式会社千代田コンサルタント鹿児島支店と契約を行いたい

地域が自らデザインする地域の交通 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

- 地方公共団体による「**地域公共交通計画(マスタープラン)**」の作成
  - ・地方公共団体による**地域公共交通計画(マスタープラン)**の作成を**努力義務化**
  - ⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成経費を補助 ※予算関連)
  - ・従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け**
  - ⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応(情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
  - ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
  - ⇒データに基づくPDCAを強化
- 地域における協議の促進
  - ・**乗合バスの新規参入等の申請**があった場合、国が地方公共団体に**通知**
  - ・通知を受けた**地方公共団体**は、新規参入等で想定される地域公共交通利便促進実施計画への影響等も踏まえ、**地域の協議会で議論し、国に意見を提出**



地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

輸送資源の総動員による移動手段の確保

地域に最適な旅客運送サービスの継続

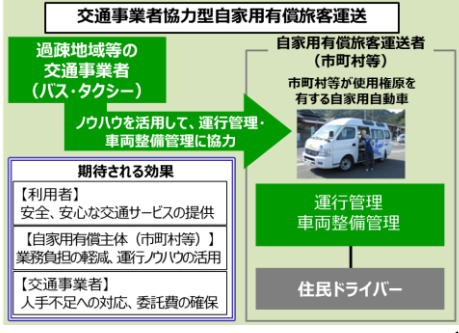
- 路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、**地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し**、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する「**地域旅客運送サービス継続事業**」を創設
- ⇒従前の路線バス等に代わり、地域の实情に応じて右の①～⑥のいずれかによる**旅客運送サービスの継続を実現**

実施方針に定めるメニュー例

- ① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続(縮小・変更含む)
- ② コミュニティバスによる継続
- ③ デマンド交通(タクシー車両による乗合運送(区域運行))による継続
- ④ タクシー(乗用事業)による継続
- ⑤ 自家用有償旅客運送による継続
- ⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院、商業施設等への送迎サービス等の積極的活用

自家用有償旅客運送の実施の円滑化

- 過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**について、**バス・タクシー事業者**が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設 ⇒**運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化**
- 地域住民のみならず**観光客を含む来訪者も対象**として明確化 ⇒**インバウンドを含む観光ニーズへも対応**



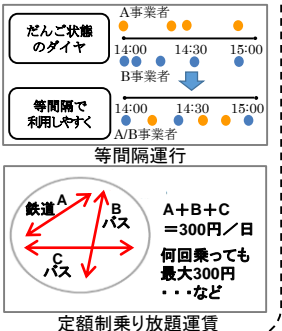
貨客混載に係る手続の円滑化

- 鉄道や乗合バス等における貨客混載を行う「**貨客運送効率化事業**」を創設 ⇒**旅客・貨物運送サービスの生産性向上を促進**
- 
- 貨客混載

既存の公共交通サービスの改善の徹底

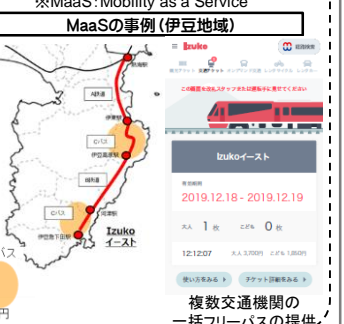
利用者目線による路線の改善、運賃の設定

- 【現状】地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障
- また、**独占禁止法のカルテル規制に抵触**するおそれから、**ダイヤ、運賃等の調整は困難**
- 【改正案】「**地域公共交通利便促進事業**」を創設 ⇒**路線の効率化のほか、「等間隔運行」や「定額制乗り放題運賃」「乗継ぎ割引運賃(通し運賃)」等のサービス改善を促進**
- 併せて、**独占禁止法特例法**により、乗合バス事業者間等の共同経営について、**カルテル規制を適用除外する特例を創設**



MaaSの円滑な普及促進に向けた措置

- MaaSに参加する交通事業者等が策定する**新モビリティサービス事業計画の認定制度を創設** ⇒**交通事業者の運賃設定に係る手続をワンストップ化**
- MaaSのための**協議会制度を創設** ⇒**参加する幅広い関係者の協議・連携を促進**



交通インフラに対する支援の充実 【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】

- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構による**資金の貸付制度**の対象として、LRT・BRT等のほか、以下の交通インフラの整備を追加(※予算関連)
  - ・地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた**鉄道の整備** ⇒交通ネットワークを充実
  - ・物流総合効率化法に基づく認定を受けた**物流拠点(トラックターミナル等)の整備** ⇒複数の事業者の連携による物流効率化を促進

